

# 『沿道緑化支援事業補助金』募集要領

第30回全国「みどりの愛護」のつどいの開催を契機に高まった都市緑化推進の気運を継承し、新しい時代に相応しい鳥取の豊かな自然や環境を生かした緑のまちづくりを広げ、県内各地で県民による美しく魅力的な花と緑の地域づくりが展開されることを目的として、地域住民が参画する緑化活動等を通じて県内地域の活性化等に取り組む団体の実施する県内のモデルとなる県内主要道路沿道の緑化事業に必要な経費を支援するため、「沿道緑化支援事業補助金」の交付を希望する団体を募集します。

補助金の交付を希望される方は、下記に基づき事業企画書をご提出ください。

## ■ 1 補助対象者

地域住民が参画する緑化活動等を通じて県内の地域活性化等に取り組む団体（国及び地方公共団体を除く）

みんなで地域の沿道緑化の活動に取り組もう！

## ■ 2 補助対象事業

- (1) 県内の主要道路から眺めることを目的とし、事業内容が周辺地域に波及するモデル的な取り組みであること。
- (2) 地域の在来種を使う等、本県の自然特性や景観特性を活かした緑化であること。
- (3) 整備する緑化の敷地面積の合計が概ね 50 m<sup>2</sup>以上であること。
- (4) 助成対象の緑化を適切に維持管理し、概ね 3 年以上保持すること。
- (5) 資材は、県内の生産者、園芸店、造園業者等から購入すること。
- (6) 整備翌年以降の植物の成長を写した緑化の写真の提出を依頼した場合は速やかに提出すること。



\* 補助対象にならないもの

- (1) 補助対象事業費に他の事業による補助金を受けているもの。
- (2) 販売を目的とする住宅等の用地に設置するもの。
- (3) 緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたもの。
- (4) 緑化施設が敷地等に定着していない移動可能なもの。（プランターへの植栽等）

## ■ 3 補助対象経費

- (1) 樹木、つる植物、多年草（球根類を含む）等の植物材料費
- (2) 土壌及び土壌改良資材費（用土、腐葉土、バーク堆肥等）
- (3) 除伐や徐根等、用地の基盤造成等に係る業者委託費
- (4) 事業内容等を説明する看板設置等に係る経費
- (5) その他当該事業を行うに当たって必要と認められる消耗品費、通信運搬費等

注）補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。（「交付決定日」以前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象となりません。）

## ■ 4 補助金額

補助金額	上限 100 万円
補助率	10 / 10
予 算 額	200 万円（県全体の交付決定額の上限）

## ■ 5 補助事業期間

「交付決定日」（申請日に応じて8月下旬以降を予定）から令和2年3月31日まで

## ■ 6 事業企画の提出から事業実施までの手続き

### ①事業企画の提出

#### (1) 受付期間

令和元年6月26日 ～ 7月31日

#### (2) 申請方法

持参、または郵送（ただし、郵送の場合は期間内必着。消印有効ではありません。）

#### (3) 提出先

鳥取県 生活環境部緑豊かな自然課 緑地公園担当（本庁舎7階）

住 所：鳥取市東町1-220（〒680-8570）

電 話：0857-26-7403、FAX：0857-26-7561

#### (4) 応募に必要な書類

- ・事業企画書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・団体の概要（様式第4号）
- ・添付書類（団体の役員名等がわかるもの、定款、寄附行為または規約等  
事業内容に関するもの（事業費の積算資料、実施箇所の写真及び実施後のイメージ等）

### ②選定方法及び結果の通知

応募のあった事業企画を審査委員会が下記の評価項目と評価基準により審査し、評価の高いものを採択し、選定結果を通知します。

評価項目	評価基準
事業の必要性	重要性
	公共性・公益性
	緑化の普及推進との関係
事業計画の妥当性	事業目標
	事業計画
期待される成果	事業成果
	普及・活用の可能性

### ③補助金の交付申請、交付決定及び事業実施

事業企画の採択の通知後、事業を実施する場合は、別途、補助金の交付申請が必要です。

補助対象となる事業内容の実施は、交付決定後とになりますのでご留意下さい。

※なお、交付決定後に以下の変更があった場合には変更の承認申請が必要となります。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 本補助金の2割を超える減額を伴う変更
- (3) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

※各様式のデータファイルは鳥取県のホームページ（とりネット）からダウンロードできます。

[とりネット](https://www.pref.tottori.lg.jp/285638.htm) >> <https://www.pref.tottori.lg.jp/285638.htm>

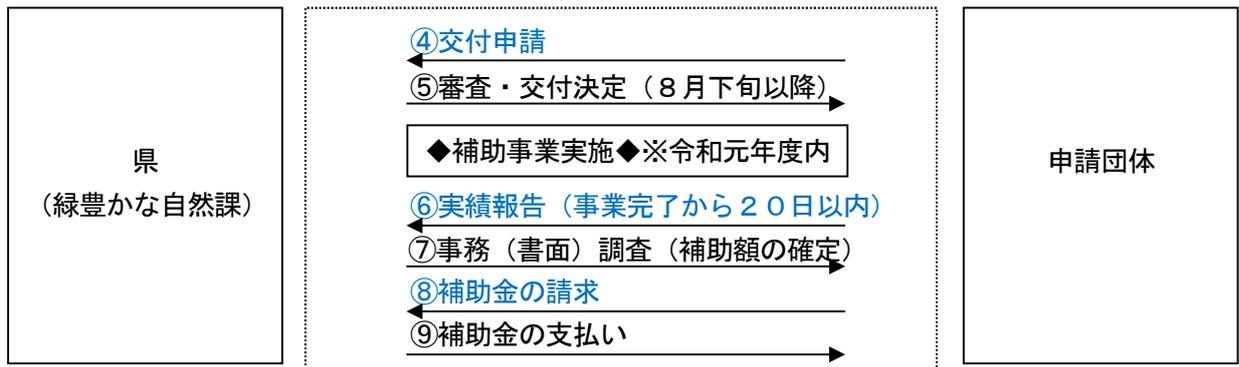
[とりネット](#) → 生活環境部 → 緑豊かな自然課 → 沿道緑化支援事業補助金

## ■ 7 補助事業スキーム

### 【採択事業の選定】



### 【補助金の交付申請、交付決定及び事業実施】



## ■ 8 補助事業に関する注意事項

- 補助対象経費は、補助金交付決定後、補助対象期間内に補助事業に対して支出する（実際に支払が行われる）費用に限られます。交付決定前に支出した費用や、補助対象期間を過ぎて支出した費用は補助対象外となりますので、ご注意ください。
- 鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、補助対象経費は、できるだけ県内事業者への発注となるよう、努めてください。
- やむを得ず県外事業者へ発注する必要がある場合は、事前に県に協議し承認を得る必要があります。県の承認を得ないで県外事業者へ発注した場合は、補助対象経費として認められません。
- 補助金は原則精算払いです。
- 補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- 採択された補助事業は、非公開とすべき情報（要相談）を除き、公開することがある他、取組状況・成果発表等をお願いすることがあります。予めご了承いただき、ご協力よろしくお願いします。

## ■ 9 応募に関する注意事項

- 必要に応じて別途追加資料をお願いする場合がありますので御承知ください。
- 応募に係る一切の費用は応募者自身の負担となります。

## ★沿道緑化事業の取組事例

### ■八頭町安井宿の事例



地域住民の取り組みへの参画



地域沿道の景観向上

### ■鳥取市布勢交差点の事例



### ■神戸市三宮駅付近の事例



(様式第1号)

年 月 日

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課長 様

(団体名)  
(代表者名)  
(所在地)  
(電話番号)

沿道緑化支援事業補助金の事業企画書の提出について

沿道緑化支援事業補助金について、次のとおり関係書類を添えて事業企画書を提出します。

添付書類

- 1 事業計画書 (様式第2号)
- 2 収支予算書 (様式第3号)
- 3 団体の概要 (様式第4号)
- 4 団体の役員名等がわかるもの、定款、寄附行為または規約等  
事業内容に関するもの (事業費の積算資料、実施箇所の写真及び実施後のイメージ等)

担当者連絡先

住 所			
団体名		担当者名	
連絡先	電話： E-mail：	ファクシミリ：	

(様式第2号)

沿道緑化支援事業補助金 事業計画書

事業名	
事業実施時期	
事業実施場所	
事業の目的と概要	
1) 緑化の目的と基本方針	
2) 緑化の場所 (位置図、対象区域図を添付すること)	
3) 緑化の規模 (緑化面積や高さ等)	
4) 緑化の方法	
5) 具体的な資材と費用 (植物の種類と数量、その他の材料等)	
6) 地域住民の参画の方法	
7) 整備と維持管理の方法	
8) 活動の時期と回数	
他の補助金等の活用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※活用される場合、補助金の名称、担当者連絡先等を記載して下さい。 ( )	
消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者
その他	

(注) 1 補助対象事業に係る参考資料がある場合は、併せて提出すること。

(注) 2 事業報告書として提出する際は、事業の実施状況が把握できる写真・チラシ・パンフレット等の資料を添付すること。

(様式第3号)

沿道緑化支援事業補助金 収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	財 源 内 訳		
		本補助金	一般財源	その他
合 計				

2 支出の部

区 分	金 額	補助対象経費	交付申請額	備 考
合 計				

(様式第4号)

団 体 の 概 要

団 体 名	【設立年月： 年 月】
所 在 地	〒 TEL
連 絡 先 (上記と異なる とき)	〒 TEL
代表者氏名	
事業責任者	氏名 TEL FAX E-mail
団体の 目的と 概 要	
これまでの 主な 活動実績	
上記のうち 助成・委託 実 績	(助成・委託の団体名及び金額を記入してください)

